

市政を問う！

一般質問

市営住宅の空き室対策について

問

過疎・高齢化・低所得者対策や若者定住促進・小、中学校児童・生徒数の確保等の目的でつくられた公営住宅の空き室が心配されている。
一・地区毎の応募となっているが改善の考えは。
二・募集も随時にしては。
三・修理不可の住宅の活用策
四・今後の整備方針は。

答

中村市長

一・空き室の募集方法は、従来は、旧伊予市・双海町・中



岡田 博助 議員

山町の各地域で公募を行っていたものを、今後は市全体で公募するよう指示をした。このことが、空き室対策にもつながるものと考えている。

四・合併により策定される伊予市総合計画との整合性を図りながら、新伊予市住宅マスタープランの策定を行うとともに、その整備方針に沿って実現に向けて取り組みたい。

答

都市整備課長

現在の市営住宅戸数は、伊予地域五五二戸、双海地域四十七戸、中山地域五十六戸の計六五五戸である。本年六月一日現在の空き室は、伊予地域三戸、双海地域六戸、中山地域四戸の計十三戸である。

一・年度末に翌年度の補欠入居の公募を行っているが、平成十七年度では六月と十一月に双海地域、中山地域の補欠入居の公募を行った。結果は、双海地域二件、中山地域五件の申し込みであった。合併後間もないことから、旧市町の地域性を考慮し、地域を限定した結果であると考えている。



公営住宅門前団地

このような状況を踏まえて、今後の補欠募集は、全地域を対象に取り組みたい。

二・随時の募集も、空き室住宅の状況により全地域を対象に実施したい。

回数は今後検討したい。
三・現在、修理不可の住宅は旧伊予市分のみで、三十六戸である。

いずれも経過年数が過ぎており、老朽化が激しく、取り壊すことが費用対効果からも最善策であると考えている。

取り壊した後の跡地は関係機関と協議を行い、可能であれば住宅以外、駐車場等の利用方法を再度検討したいと考えている。

指定管理者制度について

問

住民サービスの向上と自治体の経費縮減等を図る目的で創設されたが、現在伊予市には九十七の施設があり、昨年策定した指針に基づき順次導入されている。

改善提案にどう対処するか。管理不十分の場合の対処は。施設の継続・廃止の基準は。

答

中村市長

可能な施設について指定管理者制度を導入しているが、実施については市と指定管理者間で協定書を締結している。

施設の改善は基本的な取り決めがあり、市所有の公の施設であるから、一般的な改修・改造・増築等は、市の費用と責任で行う。改修は、小規模で軽微なものは指定管理者の負担としている。指定管理者から提案による改造等は設置目的・住民ニーズ・運営実態等総合的な見地から双方協議合意のもと判断していくことにしている。

また、指定管理者が行う自

主事業についても、施設の設置目的に合致し、本来業務の実施に支障のない範囲であれば、指定管理者の責任と費用において実施を認めることにしている。この場合、指定管理者は市に実施計画を提出し承認を求めるとともに、別途実施状況等を双方協議により定めることにしている。

指定管理者に対しては、管理運営実績についての業務報告書の提出が義務づけられている。市はこれに基づいて業務の実施状況、管理状況の調査・確認及び実地調査ができる。また、使用条件を満たしていない場合や問題のある場合は、改善勧告と指定管理者の取り消しができる。

指定管理者が第三セクター等市の外郭団体の場合は、外郭団体の経営に関する指針を策定して、経営診断・指導・改善等を行うとともに、指針に示された基準に基づき、廃止・統合等も検討したい。

施設そのものの廃止・継続は、指定管理者とは別の問題で、別途、公共サービスの民間委託等に関する指針や行政評価等に基づき、民営化や民間委託あるいは廃止・統合などを検討したい。